

4月1日から

光地域のごみの処理方法・直接搬入場所が変わります

環境防災課環境班
 ☎(84) 1216
 山武郡市環境衛生組合
 ☎(86) 3516



4月1日からごみ処理場が変更となることから「光地域」のごみ処理方法が変わります。ごみ袋やごみの出し方など広報11月号で紹介したほかにも、詳しい分別方法を町ホームページや山武郡市環境衛生組合のホームページ、または山武郡市環境衛生組合のごみの出し方カレンダーで確認することができます。

4月1日(木)からごみの収集日が変わります。

収集日の午前8時30分までに指定場所へ出してください。

※現在使用しているごみ袋(匠瑳市ほか二町環境衛生組合のごみ袋)は、9月30日(木)までの期間は使用できますが、なるべく早く使い切るようにしましょう。

○可燃ごみ

毎週月曜日・木曜日

○資源・不燃・有害ごみ

日吉・南条

毎月第1・第3火曜日

白浜

毎月第1・第3水曜日

東陽(宮川)

毎月第2・第4火曜日

東陽(谷中、目籾、上原、原方)

毎月第2・第4水曜日

○粗大ごみ自宅回収

毎月第2・第4金曜日

(前日までに予約)

匠瑳市ほか二町環境衛生組合 松山清掃工場最終搬入日のご案内

匠瑳市ほか二町環境衛生組合(松山清掃工場)への直接搬入は3月26日(金)16時30分までです。

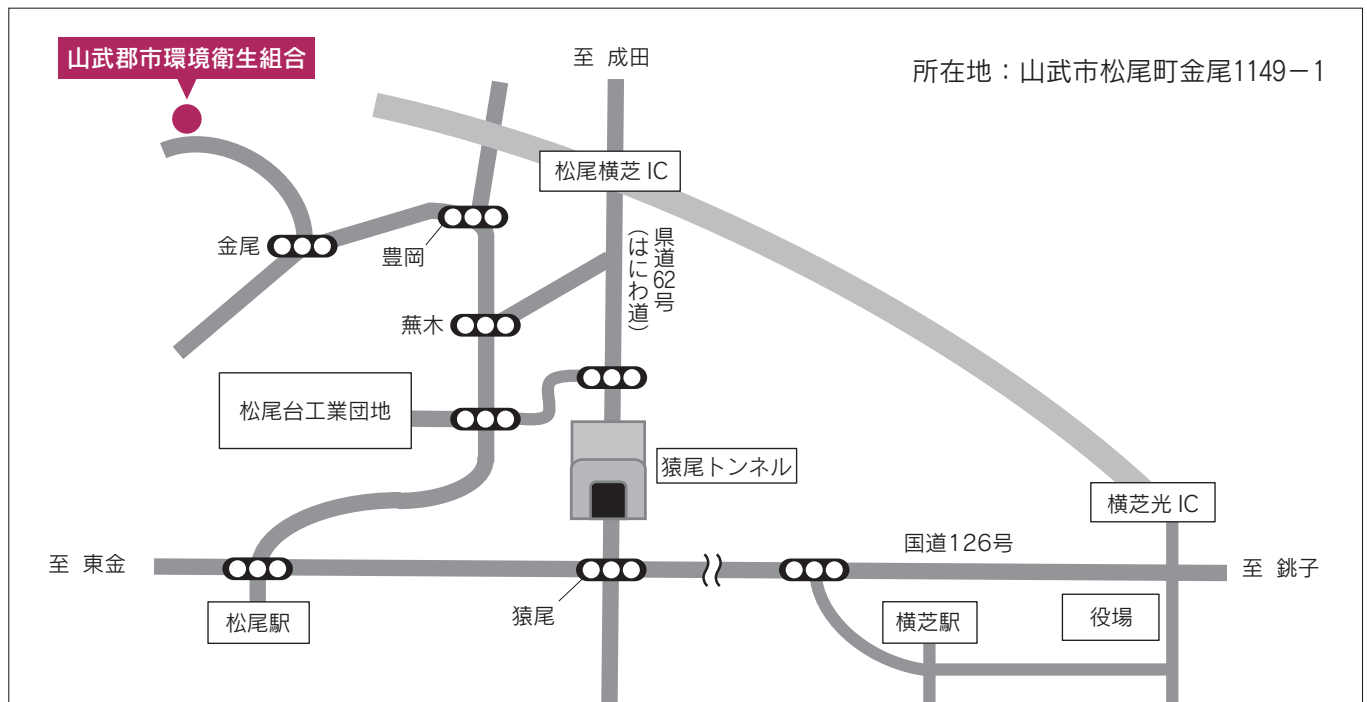
それ以降の受付はできませんのでご注意ください。また、4月1日(木)からは山武郡市環境衛生組合に直接搬入してください。

☎匠瑳市ほか二町環境衛生組合 松山清掃工場 ☎72-3036

匠瑳市松山107

環境防災課 ☎84-1216





山武郡市環境衛生組合 ごみの直接搬入について

受付時間 月曜日から金曜日…午前9時～午前11時 午後1時～午後4時
第2日曜日…午前9時～午前11時

受付方法 搬入日前日に電話予約をしてください。

※電話予約がない場合は搬入できません。また予約が混雑している場合は、搬入する時間の指定をする場合があります。

※第2日曜日に搬入する場合は、平日の月曜日から金曜日に電話予約してください。

料 金 10kgあたり100円(10kg未満でも100円)

料金は重さで発生するため、指定袋やステッカーは不要です。

注意事項 必ず分別してからお持込みください。(分別が不十分な場合はお持ち帰りいただきます)

ごみの荷降ろしは、係員の指示に従い自己の責任において搬入者自らの手で降ろしてください。

木の枝等は太さ10cm以下、長さ1m以下の大きさを1日1トンまで

ブルーシート等は50cm角に切断してから搬入してください。

複数の品目を一度に搬入する場合は、速やかに降ろすことができるように積み込みの際に、品目ごとに分けて積む等の配慮をお願いします。

※現在、山武郡市環境衛生組合への直接搬入が非常に増えているため、混雑が発生し、長時間お待ちいただく状況が続いています。少しでも混雑を緩和するために、指定袋で出せるものは集積所、粗大ごみは自宅回収をご利用いただきますようお願いいたします。自宅回収はごみの日カレンダーをご確認ください。

引っ越しの際には手続きを忘れずに

引っ越しなどにより、新たにくみ取り式トイレを利用する方や利用しなくなる方は、し尿のくみ取りに関する手続きが必要です。

住民票の転入・転出・転居の届出だけでは、自動的に加入や取消しとはなりません。必ず手続きをしてください。

◎申請に必要なもの…印かん

※手続きを忘れた場合

・申請後にくみ取り作業の手配となるため、初回の作業までに日数がかかります。

・転居後も今まで通りのくみ取りが行われ、料金が発生する場合があります。

☎(横芝地域) 山武郡市広域行政組合環境衛生課料金係 ☎0475-54-0531

(光地域) 東総衛生組合 ☎62-0794